

静岡県告示第472号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年5月26日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月26日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
足柄停車場 富士公園線	駿東郡小山町大胡田字馬場14番の6から 駿東郡小山町大胡田字流田2番の5まで	平成29年5月26日

=====

静岡県告示第473号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年5月26日から2週間富士木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月26日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
清水富士宮線	富士宮市長貫字金沢1228番の58から 富士宮市長貫字奥ノ久保1337番の17まで	平成29年5月26日

=====

静岡県告示第474号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年5月26日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月26日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

山梨敷地停車場線	周智郡森町中川字東京田364番の4	平成29年5月26日
----------	-------------------	------------